

# 有害動物用捕獲箱貸出しのお知らせ

## 捕獲対象動物



## 貸出し対象者

- ・生活環境 又は 農作物 に被害を受けた方

## 貸出し要件

- ・鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けること！

被害状況、現在の被害予防措置の確認が必要となります。  
捕獲の必要性を判断するため、必ず事前にお問い合わせください。

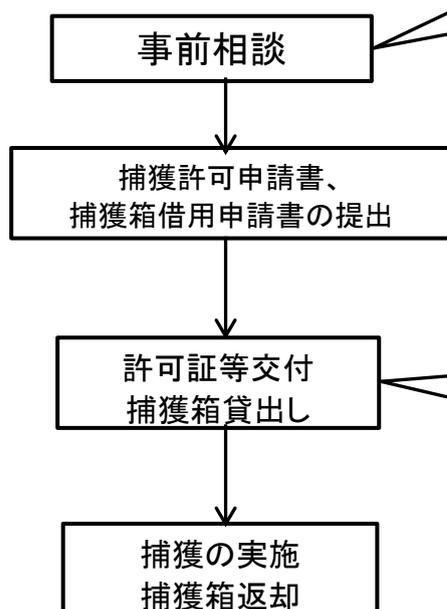
- ・捕獲箱設置について設置許可をもらうこと！

捕獲箱は土地所有者等の合意がなければ設置することができません。  
土地所有者等に事前に確認してください。  
ただし、自己所有の土地等に捕獲箱を設置する場合は、この限りではありません。

- ・捕獲箱の取り扱い は 自己責任であること！

捕獲箱の運搬、管理、餌の入れ替え、有害動物の処分等は自己で行ってください。

## 手続きの流れ



下記の問い合わせに連絡をし、現在の状況を相談してください。被害状況や被害防止対策の実施について確認をさせていただきます。

捕獲の必要性のある場合のみ、捕獲箱を貸し出します。

捕獲箱の貸出しについては、状況によりお待ちいただく場合がございますので、ご了承ください。

問い合わせ先  
真岡市産業環境部農政課農政係  
TEL83-8137 FAX83-6208